

短期大学評価基準（改定案）に対する意見対応表

No	短期大学評価基準（改定案）	改定案に対する意見の概要	短期大学基準協会の見解等
1	<p><b>短期大学評価基準の趣旨</b></p> <p>短期大学が行う自己点検・評価は、認証評価のためだけでなく、また、環境の変化への対応やコンプライアンスの強化を図るためだけでもない。自己点検・評価は、短期大学の社会的使命や独自性を認識し、各短期大学が自らの教育研究活動の継続的な質の保証を図るために積極的に取り組むべきものであり、ひいては、短期大学全体、高等教育全体の質の向上と同時に多様性を確保するための礎となるものである。短期大学は、学生や地域の幅広いニーズに応え、地域文化を継承していく存在であり、多様性が乏しくなっていくことは、活力を失うことと同義だと考える。短期大学が、地域に必要な存在としてより一層向上・充実していくためには、日常の教育研究活動や業務に自己点検・評価の視点を取り入れ、自主的な改革・改善に取り組んでいくことが肝要である。</p> <p>短期大学による自己点検・評価は認証評価の基礎であり、その促進は認証評価機関の責任の一部である。短期大学評価基準は、短期大学の改革・改善への刺激あるいは支援となることを企図して策定されている。</p>		
2	<p><b>短期大学評価基準の構造</b></p> <p>短期大学評価基準は大きく四つの基準から構成されており、まず、短期大学の教育の成果を把握した上で、改めてその責任と役割を確認し内部質保証に取り組む（基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果）、その達成のために提供される教育や支援の状況を明らかにして（基準Ⅱ 教育課程と学生支援）、その教育研究活動や短期大学組織を支える資源を把握し（基準Ⅲ 教育資源と財的資源）、全体を統制する仕組みを評価・点検する（基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス）ようになっており、短期大学が自ら全体を見渡して、体系的な自己点検・評価ができるように配慮している。4基準（Ⅰ～Ⅳ）の下には必要に応じてテーマ（A～D）を置き、さらにそれらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる事柄を区分（1～8）として表した。4基準の大きなくくりの下で、短期大学は関連ある事柄を有機的に自己点検・評価して記述するとともに、自らの状況や特徴を提示することが求められる。</p>		

短期大学評価基準（改定案）に対する意見対応表

No	短期大学評価基準（改定案）	改定案に対する意見の概要	短期大学基準協会の見解等
3	<p><b>基準 I 建学の精神と教育の効果</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>建学の精神・教育理念、<u>教育の目的・目標</u>、<u>学習成果（Student Learning Outcomes）</u>、<u>教育課程及び教育プログラムの相互の関係について</u>、「<u>学位授与の方針</u>」、「<u>教育課程編成・実施の方針</u>」、「<u>入学者受入れの方針</u>」の三つの方針を含めて明確に示す。</p> <p><u>学習成果</u>を焦点とした教育課程及び教育プログラムを構築し、教育の実践においては量的・質的データを基にした<u>学習成果</u>の分析・評価を行い、恒常的かつ系統的な自己点検・評価に基づいて、教育研究活動の見直しを図る内部質保証の仕組みを確立し行っていることを明確に示す。</p> </div> <p>建学の精神は、短期大学の創設者・設置者の教育理念・理想を源にする大学経営の自主性を示すものであり、短期大学の<u>教育の目的・目標</u>と学習成果を達成するための基礎となるものである。そのため短期大学はこれを明確にして学内外に示すとともに、学内において共有することが重要である。</p> <p><u>建学の精神は、教育基本法に基づいた公共性を有し、短期大学の継続的な発展を遂げるために自身の個性・特色として継承されるべきである。</u>また、時代や社会の変化の中にあって社会のニーズと結び付いているか、定期的に点検することが求められる。</p> <p>短期大学は地域・社会の文化の担い手である。地域住民をはじめ地域・社会の公共機関や企業などから必要不可欠な存在として認知され、支持されるよう、地域・社会の幅広いニーズに応えその活性化を図る責務を果たさなければならない。</p> <p>教育の効果は、短期大学の教育の質を保証するものでなければならない。特に私立短期大学においては、建学の精神から成る独自性及び自主性に基づく特色とともに、人材の養成の成果が社会全体に影響を及ぼすことに鑑み、公共性の高いものでなければならない。</p> <p>教育の効果を高めるためには、建学の精神と結び付いた<u>教育の目的・目標</u>により定めた<u>学習成果</u>を獲得させるための、<u>学位授与の方針</u>、<u>教育課程編成・実施の方針</u>、<u>入学者受入れの方針</u>（以下、三つの方針という）を一体的に策定し、<u>また、学生が実際に獲得した学習成果について点検・評価する査定（アセスメント）の手法を有し、その結果に基づき教育が効果的に行われているかを検証しなければならない。</u>査定（アセスメント）は三つの方針の関係を見直し整備するためのPDCAサイクルを含む系統的なものである。短期大学は、自己点検・評価活動に基づいた教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証が求められる。</p>	<p>「学習成果」が、「学生が達成すべきゴール」、「学生が達成できたもの」、「学生が教育によって得たもの」など様々な意味合いで使用されているので整理する必要がある。</p> <p>「学位授与の方針」を中教審と同様「卒業認定・学位授与の方針」に修正する。（詳細な内容は、「要綱」と同じ）</p> <p>なぜ建学の精神に「公共性」が付加されたのか見解を示されたい。公共性を有するか否かについては別の項目で確認されるべきものである。</p> <p>「また、学習成果を実際に学生が獲得したかについて点検・評価する査定（アセスメント）の手法を有し、～」に修正する。</p>	<p>（追加）「教育の目的・目標」を「教育目的・目標」に統一する。本協会では、「学習成果」を「一定期間終了時に、学習者が知り、理解し、行い、実演できることを期待される内容を明示したもの」として用いている。以下、「学生が達成できたもの」などについては、「学習成果の獲得」に統一した。</p> <p>ご指摘のとおり、「卒業認定・学位授与の方針」に統一する。</p> <p>教育基本法第6条は「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって」と規定しており、また、私立学校法第1条は「・・・私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって」と規定している。建学の精神は私立学校の最も基本となるものであることから、このことを評価基準においても明確にするために規定した。</p> <p>「学習成果」の定義をより正確にとらえられるよう、ご指摘のとおり修正する。</p>

短期大学評価基準（改定案）に対する意見対応表

No	短期大学評価基準（改定案）	改定案に対する意見の概要	短期大学基準協会の見解等
4	<b>A 建学の精神</b> 短期大学は、学科・専攻課程の教育目的・目標、 <u>学習成果</u> 、教育課程及び教育プログラムの基礎となる建学の精神を学内外に示さなければならない。また、地域・社会に貢献することが求められる。		
5	基準 I -A-1 建学の精神を確立している。 (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。 (2) <u>建学の精神は教育基本法第 6 条及び私立学校法第 1 条に基づいた公共性を有している。</u>  (3) 建学の精神を学内外に表明している。 (4) <u>建学の精神を学内において共有している。</u>  (5) 建学の精神を定期的に確認している。	「建学の精神を役員、教職員が理解・支持している。」に修正する。	(追加) 条項は改定されることがあることから、「建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。」に修正する。  「建学の精神」はご指摘のとおり、法人においても共有されるべきものであるが、ここでは短期大学を中心としてとらえ、学内を用いることとし修正しない。
6	基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。 (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。 (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。 (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。		
7	<b>B 教育の効果</b> 教育の効果は、短期大学の教育の質を保証するものでなければならない。 短期大学は、建学の精神に基づく教育目的・目標及び学習成果を明確にし、それに基づき三つの方針を一体的に策定し、学内外に示さなければならない。 教育の効果を高めるために短期大学は、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込んでいるか定期的に点検しなければならない。三つの方針は、教育目的・目標、学習成果に基づき組織的議論を重ねた上で策定し、一貫性・整合性のあるものでなければならない。	「B教育の効果」は、基準Ⅱに設定すべきである。	基準Ⅰにおいては、短期大学における教育の基本となるべき事項について規定し、基準Ⅱにおいては、その具体的な内容について規定していることから、修正しない。
8	基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。 (1) <u>学科・専攻課程の教育目的・目標が建学の精神に基づき確立している。</u>  (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。 (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込んでいるか定期的に点検している。（学習成果の点検について	「建学の精神に基づき、学科・専攻課程の教育目的・目標を確立している。」に修正する。  ○観点として、「学科・専攻課程の目的・目標の策定・改定に役員、教職員が関与、参画している」を追加する。	区分「教育目的・目標を確立している。」の観点であることから、区分の修正に伴い、「学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。」に修正する。  ここでは、短期大学を中心としてとらえ、追加しない。

短期大学評価基準（改定案）に対する意見対応表

No	短期大学評価基準（改定案）	改定案に対する意見の概要	短期大学基準協会の見解等
	は、基準Ⅱ-A-6)		
9	<p>基準Ⅰ-B-2 <u>学習成果（Student Learning Outcomes）</u>を定めている。</p> <p>(1) <u>短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。</u></p> <p>(2) <u>学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。</u></p> <p>(3) <u>学習成果を学内外に表明している。</u></p> <p>(4) <u>学習成果を学校教育法第108条の規定に</u>照らして、定期的に点検している。</p>	<p>「建学の精神に基づき、短期大学としての学習成果を定めている。」に修正する。</p> <p>「学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき、学科・専攻課程の学習成果を定めている。」に修正する。</p> <p>自己点検・評価の規定は第109条であり、「学校教育法第109条の規定」に修正する。(2件)</p>	<p>「学習成果」を前面に出して規定したほうがよいことから、修正しない。</p> <p>同上</p> <p>ここでは、短期大学の設置目的に照らして点検することが必要という評価基準であるが、条項は改定されることがあることから、「学校教育法の短期大学の規定に照らして、～」に修正する。</p>
10	<p>基準Ⅰ-B-3 <u>学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）</u>を一体的に策定し、公表している。</p> <p>(1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。</p> <p>(2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。</p> <p>(3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。</p> <p>(4) 三つの方針を学内外に表明している。</p>		
11	<p><b>C 内部質保証</b></p> <p>短期大学は教育の継続的な質の保証を図り、社会的に魅力ある短期大学であり続けるために、自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証を機能させることが必要である。なお、理事長、学長など、大学の管理運営組織が自己点検・評価とそれに基づいた内部質保証に率先して関わり、ALOの任務を支援し、その体制を構築しなければならない。</p> <p>自己点検・評価活動に際しては、次の四つの視点で進めることが重要である。</p> <p>①具体的活動を行っている当事者が責任者となる、②<u>学習成果</u>を焦点にする、③根拠に基づき誠実、公正、客観的に行う、④学内全体の対話を通じて改善方法を考え出す。なお、自己点検・評価活動に加え、独自の外部評価や相互評価を行うことも有益である。</p> <p>教育の質を保証するための査定（アセスメント）には、<u>事実の評価、到達目標設定、計画（資源配分を含む）、実行、検証、改善</u>というPDCAサイクルを継続的に用いなければならない。</p>	<p>「内部質保証」は、基準Ⅰで設定するのではなく、各基準全てにかかわるものであるため、基準Ⅰ～基準Ⅳ以外で独立して設定すべきである。</p> <p>「～事実の評価、到達目標設定など、～」に修正する。</p>	<p>「内部質保証」が短期大学全体にかかわることは貴見のとおりであるが、基準Ⅰは上記のとおり、短期大学における教育の基本となるべき事項を定めていることから修正しない。</p> <p>「～到達目標設定、事実の評価など、～」に修正する。</p>
12	<p>基準Ⅰ-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。</p> <p>(1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。</p>		

短期大学評価基準（改定案）に対する意見対応表

No	短期大学評価基準（改定案）	改定案に対する意見の概要	短期大学基準協会の見解等
	<p>(2) 日常的に自己点検・評価を行っている。</p> <p>(3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。</p> <p>(4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。</p> <p><u>(5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。</u></p> <p>(6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。</p>	<p>削除、又は「高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者」に修正する。（詳細な内容は、「要綱」と同じ。）</p>	<p>ここでは、学外の意見を聞いて自己点検・評価を行うことが必要であり、その代表的な利害関係者の例示として「高等学校」を用いており修正しない。</p>
13	<p>基準 I -C-2 教育の質を保証している。</p> <p>(1) <u>学習成果</u>を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。</p> <p>(2) 査定の手法を定期的に点検している。</p> <p>(3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。</p> <p>(4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。</p>		
14	<p><b>基準 II 教育課程と学生支援</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>学習成果</u>や学位授与の方針に基づく教育課程の編成と学習環境について明確に示す。</p> <p>卒業、学位授与、成績評価の方針が明確であり、就職や他の高等教育機関への編入などにつながる<u>学習成果</u>を保証していることを明確に示す。</p> <p>学位授与の方針が、社会的・国際的に通用性が保証されるものであることを明確に示す。</p> <p>学習を支援する環境（専門支援担当者の配置、図書館又は学習資源センター等での学生支援なども含む）を整え、<u>学習成果を向上させていることを明確に示す。</u></p> </div> <p>短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、建学の精神から成る<u>教育の目的・目標、学習成果及び三つの方針</u>を学内外に明確に示し、その実践においては設定どおりの<u>学習成果を達成しなければならない</u>。そのために、教育課程と学生支援は、<u>学習成果の達成に向けて、三つの方針に基づく質の高い教育プログラム、学生支援サービス及び他の学習資源の活用を促進しなければならない</u>。</p> <p><u>学習成果の質を保証するためには、自ら掲げる教育の目的・目標、教育課程及び教育プログラム並びに学習成果について点検・評価する査定（アセスメント）の手法を有し、学習成果がそれらの結果として獲得されたものであることを証明しなければならない。</u></p> <p>短期大学は、学科・専攻課程に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培</p>	<p>学習成果の内容を向上するのか、学生の学習成果の達成度を向上させるのか、曖昧である。</p> <p>「学習成果の達成を保証するためには、自ら掲げる教育の目的・目標、」なのか「学習成果が教育目的に適合しているという意味での質の高さを保証するためには、自ら掲げる～」なのか曖昧である。</p> <p>「学生の学習成果の達成」を意味するのか、単に「学生が教育によって得たもの」なのか曖昧である。後者の場合は、学習成果の用法から逸脱している。</p>	<p>(追加)「学習成果の獲得を～」に修正する。</p> <p>「学習成果」の定義を明確にするため、「学習成果の獲得を向上させていること」に修正する。</p> <p>(追加)「学習成果を獲得させなければならない。」に修正する。 (追加)「学習成果の獲得に向けて」に修正する。</p> <p>「学習成果の質を保証するためには、査定の手法を有し」という意味である。</p> <p>「学生が獲得した学習成果がそれらの結果として獲得されたものであることを証明しなければならない。」に修正する。</p>

短期大学評価基準（改定案）に対する意見対応表

No	短期大学評価基準（改定案）	改定案に対する意見の概要	短期大学基準協会の見解等
	<p>い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>学習成果には、単に教育課程の卒業要件の単位を充足することや資格を取得するという専門的なものだけではなく、幅広く深い教養及び総合的な判断力などの汎用的なものも含まれる。学生が獲得した学習成果を量的・質的データとして測定し、学位授与の方針を満たすものであることを証明することで教育の質保証を図らなければならない。</p> <p>学習成果の量的・質的データには、卒業生の進路先における評価の聴取など、卒業後評価への取り組みも含まれる。</p>		<p>(追加)「学習成果の査定には、～」に修正する。</p>
15	<p><b>A 教育課程</b></p> <p>短期大学は、学位授与の方針を定めて、体系的な教育課程を編成しなければならない。その学位授与の方針は、卒業、学位授与、成績評価の方針が明確であり、就職や他の高等教育機関への編入につながる学習成果を保証し、社会的・国際的に通用性が保証されるものでなければならない。したがって、短期大学は、三つの方針を明確にし、それを基にして自己点検・評価を行い、質の向上・充実のための査定（アセスメント）を継続していかなければならない。</p> <p>短期大学は、学科・専攻課程に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養を培うよう配慮しなければならない。また、専門的及び汎用的な学習成果の獲得を基盤にした職業又は实际生活に必要な能力を育成するための職業教育を適切に行うことも求められる。</p> <p>教育の効果は、学習成果を量的・質的データとして収集し、そのデータを分析・解釈して顕在化することで判定できる。</p>	<p>「教育の効果は、学生の学習成果の達成度を量的・質的データとして収集し、～」に修正する。</p>	<p>(追加)「学習成果の獲得を保証し、～」に修正する。</p> <p>「教育の効果は、学生の学習成果の獲得状況を量的・質的データとして収集し、～」に修正する。</p>
16	<p>基準Ⅱ-A-1 <u>短期大学士の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。</u></p> <p>(1) <u>学科・専攻課程の学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。</u></p> <p>① <u>学科・専攻課程の学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。</u></p> <p>(2) <u>学科・専攻課程の学位授与の方針を学則等に規定している。</u></p> <p>(3) <u>学科・専攻課程の学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。</u></p> <p>(4) <u>学科・専攻課程の学位授与の方針を定期的に点検している。</u></p>		<p>(追加) 省令には、学則等に定めるとの規定がないことから「学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている」に修正する。</p>

短期大学評価基準（改定案）に対する意見対応表

No	短期大学評価基準（改定案）	改定案に対する意見の概要	短期大学基準協会の見解等
17	<p>基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。</p> <p>(1) 学科・専攻課程の教育課程は、<u>学位授与の方針</u>に対応している。</p> <p>(2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。</p> <p>①学科・専攻課程の<u>学習成果</u>に対応した、授業科目を編成している。</p> <p>②<u>単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。</u></p> <p>③成績評価は<u>学習成果</u>の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。</p> <p>④シラバスに必要な項目（<u>学習成果</u>、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）が<u>明示されている。</u></p> <p>⑤通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う<u>授業の実施方法を適切に行っている。</u></p> <p>(3) <u>学科・専攻課程の教員は、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。</u></p> <p>(4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。</p>	<p>「～単位の上限を定めている。」に修正する。</p> <p>「～を明示している。」に修正する。</p> <p>「～授業の実施を適切に行っている。」に修正する。</p> <p>「学科・専攻課程の教員を、～」に修正する。</p>	<p>短期大学設置基準においては、「単位数の上限を定めるよう努めなければならない。」と規定されていることから修正しない。</p> <p>ご指摘のとおり修正する。</p> <p>ご指摘のとおり修正する。</p> <p>ご指摘のとおり修正する。</p>
18	<p>基準Ⅱ-A-3 <u>教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。</u></p> <p>(1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。</p> <p>(2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。</p> <p>(3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。</p>	<p>学位プログラムの考え方に基けば、専門教育と教養教育を分けるべきではない。基準Ⅱ-A-2 に含めてはどうか。</p>	<p>短期大学設置基準に「・・・幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、～」と規定されており、そのための教育を教養教育と位置付けていることから修正しない。</p>
19	<p>基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。</p> <p>(1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。</p> <p>(2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。</p>		
20	<p>基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。</p> <p>(1) 入学者受入れの方針は<u>学習成果</u>に対応している。</p> <p>(2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。</p> <p>(3) 入学者受入れの方針は、入学前の<u>学習成果</u>の把握・評価を明確に示している。</p>		

短期大学評価基準（改定案）に対する意見対応表

No	短期大学評価基準（改定案）	改定案に対する意見の概要	短期大学基準協会の見解等
	<p>(4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。</p> <p>(5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。</p> <p>(6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。</p> <p>(7) アドミッション・オフィス等を整備している。</p> <p>(8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。</p> <p>(9) <u>入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。</u></p>	<p>「入学者受入れの方針、入学者選抜方法、入学試験の実施方法を～」に修正する。</p> <p>○「高等学校関係者の意見も聴取して」を削除する。</p> <p>○観点として、「入学者受入れの方針に基づき入学者を確保するための努力を行っている」を追加する。</p>	<p>「入学者受入れの方針」は高等学校関係者の意見を聴取すべきものとして規定したが、「入学者選抜方法、入学試験の実施方法」は、短期大学がそれらを基に判断し、決定するものであることから、修正しない。</p> <p>ここでは、外部の関係者のうち、最も関係が深いのは高等学校関係者であることから修正しない。</p> <p>学生の確保は、入学者受入れの方針とは直接的には関係ないことから追加しない。</p>
21	<p>基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の<u>学習成果</u>は明確である。</p> <p>(1) <u>学習成果</u>に具体性がある。</p> <p>(2) <u>学習成果</u>は一定期間内で獲得可能である。</p> <p>(3) <u>学習成果</u>は測定可能である。</p>		
22	<p>基準Ⅱ-A-7 <u>学習成果の量的・質的データを測定する仕組みをもっている。</u></p> <p><u>(1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。</u></p> <p><u>(2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。</u></p> <p><u>(3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。</u></p>	<p>(1)、(2)、(3) の内容を短期大学に求めるのは酷ではないか。特に (3) は文系の分野によっては対応が非常に難しい項目である。</p> <p>「ルーブリック分布」を「ルーブリック評価」に修正する。</p> <p>「同窓生・雇用者への調査」を「同窓生・雇用者からの評価」に修正する。</p> <p>「IR (Institutional Research) を活用する等、エビデンスに基づいた客観的な学習成果の量的・質的データに基づいた学習成果を評価し、公表している。」に修正する。</p>	<p>(追加)「学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。」に修正する。</p> <p>(1)、(2) はこれらを量的・質的データとして全て活用するという意味ではなく、例として示しているものである。(3) については、必要な観点であり修正しない。</p> <p>「ルーブリック」は評価であることから、修正しない。</p> <p>ここでは、用いるデータの種類を規定していることから修正しない。</p> <p>(3) は、(1)、(2) につながる評価基準であることから、修正しない。</p>
23	<p>基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。</p> <p>(1) <u>卒業生の進路先からの評価を聴取している。</u></p> <p>(2) <u>聴取した結果を学習成果の点検に活用している。</u></p>	<p>「～聴取するなどしている。」に修正する。</p> <p>「聴取などした～」に修正する。</p>	<p>「聴取する」が必要であることから、修正しない。</p> <p>同上</p>

短期大学評価基準（改定案）に対する意見対応表

No	短期大学評価基準（改定案）	改定案に対する意見の概要	短期大学基準協会の見解等
24	<p><b>B 学生支援</b></p> <p>短期大学は、積極的に資源配分を整備して学生の学習支援を図り、<u>成績評価基準</u>に従って学習成果を評価し、学習成果の向上のために教育方法、教育課程及び教育プログラムの見直しを行わなければならない。</p> <p>短期大学は、建学の精神と教育の目的・目標に基づいて、多様な学生を募集し、その入学を許可し、教育課程に基づき<u>学習成果</u>を獲得させなければならない。学生支援は、学生のニーズを的確にとらえ、それに対応した学習支援の環境を整えることである。</p> <p>短期大学は、学生の学習を支援するために図書館や学習資源センター等に専門性が高く、種類が豊富な資料を用意するとともに、学生支援のための専門的職員を配置することが望ましい。</p> <p>短期大学は、学生生活支援のための組織や支援体制を整備しなければならない。</p>	<p>「成績評価基準に従って学習成果の達成度を評価し、学習成果の達成度の向上のための教育方法、～」に修正する。</p>	<p>「成績評価基準等に従って学習成果の獲得状況を評価し、学習成果の獲得が向上するように教育方法、～」に修正する。</p>
25	<p>基準Ⅱ-B-1 <u>学習成果</u>の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。</p> <p>(1) 教員は、<u>学習成果</u>の獲得に向けて責任を果たしている。</p> <p>①教員は、シラバスに示した成績評価基準により<u>学習成果</u>の獲得状況を評価している。</p> <p>②教員は、<u>学習成果</u>の獲得状況を適切に把握している。</p> <p>③教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。</p> <p>④教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。</p> <p>⑤教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。</p> <p>⑥教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。</p> <p>(2) 事務職員は、<u>学習成果</u>の獲得に向けて責任を果たしている。</p> <p>①事務職員は、所属部署の職務を通じて<u>学習成果</u>を認識して、<u>学習成果</u>の獲得に貢献している。</p> <p>②事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。</p> <p>③事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。</p> <p>④事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。</p> <p>(3) 教職員は、<u>学習成果</u>の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。</p>	<p>○観点として、「教員は、学習成果の獲得に必要な授業時間及び授業時間外での学習時間（予習・復習等）を確保している。」を追加する。</p>	<p>このことは、教育課程の編成、シラバスに係る事項であり、既に観点にあるので、追加しない。</p>

短期大学評価基準（改定案）に対する意見対応表

No	短期大学評価基準（改定案）	改定案に対する意見の概要	短期大学基準協会の見解等
	<p>①図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。</p> <p>②教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。</p> <p>③教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。</p> <p>④教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。</p> <p>⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。</p>		
26	<p>基準Ⅱ-B-2 <u>学習成果</u>の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。</p> <p>(1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。</p> <p>(2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。</p> <p>(3) <u>学習成果</u>の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。</p> <p>(4) <u>学習成果</u>の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。</p> <p>(5) <u>学習成果</u>の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。</p> <p>(6) <u>学習成果</u>の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。</p> <p>(7) <u>学習成果</u>の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。</p> <p>(8) <u>学習成果</u>の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。</p> <p>(9) 必要に応じて<u>学習成果</u>の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。</p> <p>(10) <u>学習成果</u>の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。</p>	<p>①「学習成果の達成度の量的・質的データに基づき～」に修正する。</p> <p>②「IR（Institutional Research）を活用する等、エビデンスに基づいた客観的な学習成果の量的・質的データに基づいた学習支援方策を点検している。」に修正する。</p> <p>○観点として、「組織的にアクティブ・ラーニング形態の授業の導入を行っている。」を追加する。</p>	<p>①「学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき～」に修正する。</p> <p>②ご指摘のことは、「学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき」に包含されることから修正しない。</p> <p>教育内容・方法等については一概に評価することは困難なことから、追加しない。</p>

短期大学評価基準（改定案）に対する意見対応表

No	短期大学評価基準（改定案）	改定案に対する意見の概要	短期大学基準協会の見解等
27	<p>基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。</p> <p>(1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。</p> <p>(2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制が整備されている。</p> <p>(3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。</p> <p>(4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。</p> <p>(5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。</p> <p>(6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。</p> <p>(7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。</p> <p>(8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。</p> <p>(9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。</p> <p>(10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。</p> <p>(11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。</p> <p>(12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。</p> <p>(13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。</p>	<p>「～支援体制を整備している。」に修正する。</p>	<p>「～支援体制を整えている。」に修正する。</p>
28	<p>基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。</p> <p>(1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。</p> <p>(2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。</p> <p>(3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。</p> <p>(4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。</p> <p>(5) 進学、留学に対する支援を行っている。</p>		

短期大学評価基準（改定案）に対する意見対応表

No	短期大学評価基準（改定案）	改定案に対する意見の概要	短期大学基準協会の見解等
29	<p><b>基準Ⅲ 教育資源と財的資源</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>教育目標を達成するために教育資源（人的資源、物的資源、技術的資源）及び財的資源を効果的に活用していることを明確に示す。</p> <p>教育資源と財的資源の自己点検・評価を実施し、短期大学の向上・充実のための計画など点検結果について明確に示す。</p> <p>短期大学は、経営指標に基づく実態を把握し、財務上の安定を確保するように経営計画を策定し、管理していることを明確に示す。</p> </div> <p>短期大学は、教育資源（人的資源、物的資源、技術的資源）と財的資源を有効的に活用して、教育の効果を高めなければならない。</p> <p>短期大学の経営においては、理事長や学長の姿勢や責任体制が重要であることは当然であるが、教職員においても使命感を持って職務を全うしなければ、教育の効果を高めることはできない。優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要である。それゆえ、短期大学の構成員は人的資源ととらえるべきである。健全な経営を推進するためには、経営者と教職員の協力体制とともに人的資源の資質向上が不可欠である。</p> <p>施設設備に関して短期大学が最も取り組むべきことは、安全性の確保である。法令等に規定される通常の施設設備はもとより、非常時の学生の安全の確保や、情報伝達的手段に重点を置いた物的資源や技術的資源の整備が重要である。</p> <p>短期大学の財的資源には、学生生徒等納付金、公的補助金、寄付金、事業収益、資産運用収益、その他の外部資金の受入れなどがある。財的資源は、目的事業たる教育研究の遂行のために使用されるものであり、支出に当たっては、所定の手続きと意思決定機関による決定が必要である。短期大学は、教育資源と財的資源の有効な活用に加えて、学校教育法や私立学校法、中央教育審議会の答申等を踏まえた項目や、大学教育に関する諸団体の客観的・数量的指標等を参考に自ら経営分析し、経営の健全化を図るために教育研究の活性化や経営改善への取り組みを自己点検・評価に取り入れなければならない。</p>		
30	<p><b>A 人的資源</b></p> <p>短期大学は、有能な教職員（人的資源）を雇用して、<u>学習成果</u>を獲得するための教育課程及び教育プログラムを構築し、教育の実践においては量的・質的データを基に学習成果を分析・評価し、恒常的かつ系統的な自己点検・評価を行うとともに、三つの方針を見直し整備することが求められる。</p> <p>教職員は、<u>学習成果</u>に照らした教育実践のために、PDCA サイクルによって、自ら日常的に点検・評価し、改善し、専門的人材として、たゆまぬ研鑽を</p>		

短期大学評価基準（改定案）に対する意見対応表

No	短期大学評価基準（改定案）	改定案に対する意見の概要	短期大学基準協会の見解等
	<p>積み重ねなければならない。</p> <p>そのために、短期大学は、組織的な FD・SD 活動を推進し、時代の変化に対応できるよう教職員の資質、教育能力、専門的能力の向上を図らなければならない。</p>		
31	<p>基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。</p> <p>(1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織が編成されている。</p> <p>(2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。</p> <p>(3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。</p> <p>(4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。</p> <p>(5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。</p> <p>(6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。</p> <p>(7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。</p>	<p>「～教員組織を編成している。」に修正する。</p> <p>○観点として、「教員組織が適切な年齢構成の教員から構成されている。」を追加する。</p>	<p>「～教員組織を編成している。」に修正する。</p> <p>年齢構成については諸事情から対応が困難なこともあることから追加しない。</p>
32	<p>基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。</p> <p>(1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。</p> <p>(2) 専任教員個々人の研究活動の状況が公開されている。</p> <p>(3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。</p> <p>(4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。</p> <p>(5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。</p> <p>(6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。</p> <p>(7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。</p> <p>(8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。</p> <p>(9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。</p>	<p>「～状況を公開している。」に修正する。</p> <p>「～外部研究費等獲得のための努力を行っている。」に修正する。</p>	<p>ご指摘のとおり修正する。</p> <p>「獲得している」ことを評価することから修正しない。</p>

短期大学評価基準（改定案）に対する意見対応表

No	短期大学評価基準（改定案）	改定案に対する意見の概要	短期大学基準協会の見解等
	<p>(10) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。</p> <p>①教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。</p> <p>(11) 専任教員は、<u>学習成果を向上させるために学内の関係部署と連携している。</u></p>	「組織的な FD 活動により、～」に修正する。	FD 活動は組織的に行うものであることから修正しない。 (追加)「学生の学習成果の獲得が向上するよう」に修正する。
33	<p>基準Ⅲ-A-3 <u>学習成果を向上させるための事務組織を整備している。</u></p> <p>(1) 事務組織の責任体制が明確である。</p> <p>(2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。</p> <p>(3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。</p> <p>(4) 事務関係諸規程を整備している。</p> <p>(5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。</p> <p>(6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。</p> <p>(7) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。</p> <p>①事務職員（専門的職員等を含む）は、<u>SD 活動を通じて職務を充実させ教育研究活動等の支援を図っている。</u></p> <p>(8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。</p> <p>(9) 事務職員は、<u>学習成果を向上させるために教員や関係部署と連携している。</u></p>	「SD 活動を通じて職務を充実させ、～」に修正する。	(追加)「学生の学習成果の獲得が向上するよう」に修正する。  ご指摘のとおり修正する。  (追加)「学生の学習成果の獲得が向上するよう」に修正する。
34	<p>基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。</p> <p>(1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。</p> <p>(2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。</p> <p>(3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。</p>		
35	<p><b>B 物的資源</b></p> <p>短期大学は、教育課程と学生支援の充実のために、短期大学設置基準に規定される校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備・活用しなければならない。物的資源の整備（取得／処分）・活用は、短期大学の設置者の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。</p>		
36	<p>基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。</p> <p>(1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。</p> <p>(2) 適切な面積の運動場を有している。</p> <p>(3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。</p> <p>(4) 校地と校舎は障がい者に対応している。</p>		

短期大学評価基準（改定案）に対する意見対応表

No	短期大学評価基準（改定案）	改定案に対する意見の概要	短期大学基準協会の見解等
	<p>(5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。</p> <p>(6) <u>通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には</u>、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。</p> <p>(7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。</p> <p>(8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。</p> <p>(9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び<u>座席数等が十分である。</u></p> <p>①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。</p> <p>②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。</p> <p>(10) 適切な面積の体育館を有している。</p>	<p>「通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、～」に修正する。</p> <p>「～座席数等が適切である。」に修正する。</p>	<p>ご指摘のとおり修正する。</p> <p>ご指摘のとおり修正する。</p>
37	<p>基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。</p> <p>(1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。</p> <p>(2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。</p> <p>(3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。</p> <p>(4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。</p> <p>(5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。</p> <p>(6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。</p>		
38	<p><b>C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源</b></p> <p>技術的資源をはじめとするその他の教育資源は、教育課程と学生支援を充実させるために十分なものでなければならない。技術的資源をはじめとするその他の教育資源の整備・活用は、短期大学の設置者の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。</p> <p>短期大学は、学生の学習、教育研究に対する学内外のネットワーク及び運営体制のニーズに合わせた技術的資源を有し、その利用については目的・行動指針を定めるとともに、自己点検・評価を通じて活用しなければならない。</p>		
39	<p>基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて<u>学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。</u></p> <p>(1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。</p>		

短期大学評価基準（改定案）に対する意見対応表

No	短期大学評価基準（改定案）	改定案に対する意見の概要	短期大学基準協会の見解等
	<p>(2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。</p> <p>(3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。</p> <p>(4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。</p> <p>(5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。</p> <p>(6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。</p> <p>(7) <u>教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことができる。</u></p> <p>(8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。</p>	<p>削除又は「～効果的な授業を行っている。」に修正する。</p>	<p>「～効果的な授業を行っている。」に修正する。</p>
40	<p><b>D 財的資源</b></p> <p>財的資源は、教育課程と学生支援を充実させ、教育機関としての向上に十分なものでなければならない。財的資源の適切な配分によって、教育課程と学生支援を開発し、整備し、その向上が図られる。短期大学は、経営判断指標に基づき実態を把握し、財務上の安定を確保するように経営計画を策定し、管理しなければならない。財的資源の管理は、短期大学の設置者の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。</p>		
41	<p>基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。</p> <p>(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。</p> <p>①資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。</p> <p>②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。</p> <p>③貸借対照表の状況が健全に推移している。</p> <p>④短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。</p> <p>⑤短期大学の存続を可能とする<u>財政が維持されている。</u></p> <p>⑥<u>退職給与引当金等が目的どおりに引き当てられている。</u></p> <p>⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。</p> <p>⑧教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。</p> <p>⑨教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。</p>	<p>「～財政を維持している。」に修正する。</p> <p>「～引き当てている。」に修正する。</p>	<p>ご指摘のとおり修正する。</p> <p>「退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。」に修正する。</p>

短期大学評価基準（改定案）に対する意見対応表

No	短期大学評価基準（改定案）	改定案に対する意見の概要	短期大学基準協会の見解等
	<p>⑩公認会計士の監査意見への対応は適切である。</p> <p>⑪寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。</p> <p>⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。</p> <p>⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。</p> <p>(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。</p> <p>①学校法人及び短期大学は、<u>中・長期計画に基づいた</u>毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。</p> <p>②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。</p> <p>③年度予算を適正に執行している。</p> <p>④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。</p> <p>⑤資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。</p> <p>⑥月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。</p>	<p>○観点として、「学校法人及び短期大学は、中・長期計画を作成している。」を追加する。</p>	<p>中・長期計画を策定していることが前提であることから追加しない。</p>
42	<p>基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。</p> <p>(1) 短期大学の将来像が明確になっている。</p> <p>(2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。</p> <p>(3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。</p> <p>①学生募集対策と学納金計画が明確である。</p> <p>②人事計画が適切である。</p> <p>③施設設備の将来計画が明瞭である。</p> <p>④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。</p> <p>(4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。</p> <p>(5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。</p>		

短期大学評価基準（改定案）に対する意見対応表

No	短期大学評価基準（改定案）	改定案に対する意見の概要	短期大学基準協会の見解等
43	<p><b>基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>短期大学の教育の使命を果たすために、積極的にリーダーシップが発揮され、ガバナンスが有効に機能していることを明確に示す。</p> <p>理事長を中心とする管理運営組織が、経営責任の視点に立って学習成果を焦点とした短期大学教育の向上・充実を目指していることを明確に示す。</p> <p>財務等の情報公開を通じて、社会に対して説明責任を果たし、関係者の理解と協力を得られるよう努めていることを明確に示す。</p> </div> <p>短期大学が継続的に発展するためには、リーダーシップとガバナンスが極めて重要である。</p> <p>リーダーシップは、短期大学の継続的な向上・充実を図るために、組織全体を動かす上で最も重要なことである。</p> <p>ガバナンスは、理事長、学長の意思決定やリーダーシップが短期大学の向上・充実に対して適切に発揮されていることを確認することである。</p> <p>短期大学における最高意思決定機関は理事会である。理事長は、理事会を通じてリーダーシップを発揮しなければならない。また、教授会は学校教育法において、大学の重要事項を審議し、学長に意見を述べる機関として位置付けられている。学長は、短期大学の各々の規程に従い、教授会を通じてリーダーシップを発揮しなければならない。理事長と学長は、リーダーシップを発揮し、理事会と教授会の責任と役割を明確にし、相互に協力して運営に当たる必要がある。</p> <p>経営環境が厳しくなる中で、各短期大学は自ら経営改革を図ると同時に経営倫理の見直しを図らなければならない。組織体を経営するに当たっての倫理、「経営倫理」とは経営の効率性・合理性の追求だけでなく、倫理に基づく人間性・社会性とのバランスを取った組織経営を実践していくことであり、無責任な体質を脱却し、責任を明確にした経営システムを確立することである。経営倫理の確立を着実に推進し、定着させることが重要であり、理事長がその責任を果たすべきである。</p> <p>短期大学は、学生の在学中に経営破たん陥ることがあってはならない。理事会は、その責任を十分に認識し、<u>学習成果</u>を焦点にした恒常的かつ系統的な自己点検・評価を行い、万が一にも破たん状態に陥ると判断する場合には、速やかに学生の募集停止を行い、部門の廃止への準備を進めることも必要である。これら一切の経営に関する計画の見直し整備を図ることはもとより、必要な決断は、リーダーシップの重要な責務である。</p>		

短期大学評価基準（改定案）に対する意見対応表

No	短期大学評価基準（改定案）	改定案に対する意見の概要	短期大学基準協会の見解等
	<p>短期大学は、質の高い教育を行い、学生を教育して卒業させることが最も重要な使命であり、高い公共性と大きな社会的責任を有している。そのため短期大学は、社会や地域に対して積極的に財務情報・事業計画を公開し、関係者の理解と支援を得るために努力しなければならない。短期大学が、その透明性を確保して積極的な情報公開を進めていくことは、産学連携や地域貢献を図る上でも、寄付金や学校債を募集する上でも有効である。</p>		
44	<p><b>A 理事長のリーダーシップ</b></p> <p>理事長は、建学の精神に基づき、学校法人の公共性を高め、短期大学経営を先導していくリーダーシップと経営責任を果たさなければならない。</p> <p>理事会は理事長の経営判断や執行を補佐する最高意思決定機関であり、経営の効率性・合理性の追求だけでなく、倫理に基づく人間性・社会性とのバランスが取れた経営を実践し、理事長の経営責任と監事の監査機能の強化により、経営問題の解決やリスク・マネジメント（危機管理）を強化しなければならない。</p>		
45	<p>基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。</p> <p>(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。</p> <p>①理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者である。</p> <p>②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。</p> <p>③理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。</p> <p>(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。</p> <p>①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。</p> <p>②理事会は理事長が招集し、議長を務めている。</p> <p>③理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。</p> <p>④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。</p> <p>⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。</p> <p>⑥理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。</p>	<p>「理事会は、～」に修正する。</p>	<p>(追加)「建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に～」に修正する。</p> <p>ご指摘のとおり修正する。</p>

短期大学評価基準（改定案）に対する意見対応表

No	短期大学評価基準（改定案）	改定案に対する意見の概要	短期大学基準協会の見解等
	<p>(3) <u>理事は法令に基づき適切に構成されている。</u></p> <p>①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。</p> <p>②理事は、<u>私立学校法第 38 条（役員を選任）の規定に基づき選任されている。</u></p> <p>③<u>学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為に準用されている。</u></p>	<p>「理事は、～」に修正する。</p> <p>「寄附行為に学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規定を準用している。」に修正する。</p>	<p>「理事は、法令及び寄附行為に基づき～」に修正する。</p> <p>(追加)「私立学校法の役員を選任の規定」に修正する。</p> <p>「寄附行為に学校教育法の校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。」に修正する。</p>
46	<p><b>B 学長のリーダーシップ</b></p> <p>学長は、建学の精神に基づき、教育の質を保証しなければならない。質の保証とは、教育課程と学生サービスに対する学生ニーズの評価、教育目的の設定、教員組織・施設設備・財的資源の配分、そして教育の実践について明確にすることである。また、教育目的・目標の達成のために、<u>学習成果</u>の質的・量的データを収集・解釈し、適切に教育機能を向上させるために自己点検・評価を行わなければならない。</p> <p>教授会は、教授会規程に基づき、学長（又は規程に定める者）が議長となって法令に定められた事項、その他教育に関する重要事項で学長が必要と定めたものについて意見を述べるほか、学長等がつかさどる教育に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。学長は、教授会の意見を聴いて、リーダーシップを発揮し、最終的な判断を行わなければならない。</p>		<p>(追加)「学習成果の獲得」に修正する。</p>
47	<p>基準IV-B-1 <u>学習成果</u>を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。</p> <p>(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。</p> <p>①学長は、<u>教育運営</u>の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。</p> <p>②<u>学長</u>は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。</p> <p>③学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。</p> <p>④学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。</p> <p>⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。</p> <p>⑥学長は学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。</p>	<p>「学長は、～」に修正する。</p> <p>「学長は、～」に修正する。</p> <p>「学長は、～」に修正する。</p>	<p>(追加)「学長は、教学運営の」に修正する。</p> <p>ご指摘のとおり修正する。</p> <p>ご指摘のとおり修正する。</p> <p>ご指摘のとおり修正する。</p>

短期大学評価基準（改定案）に対する意見対応表

No	短期大学評価基準（改定案）	改定案に対する意見の概要	短期大学基準協会の見解等
	<p>(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。</p> <p>①教授会を審議機関として適切に運営している。</p> <p>②学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。</p> <p>③学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。</p> <p>④学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、合同教授会規程に基づいている。</p> <p>⑤教授会の議事録を整備している。</p> <p>⑥教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。</p> <p>⑦学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。</p>	<p>「合同教授会規程」という具体的な規程名ではなく、現行の「その規程を有している」に修正する。</p>	<p>ご指摘のとおり修正する。</p>
48	<p><b>C ガバナンス</b></p> <p>ガバナンスは、理事長、学長の意思決定やリーダーシップが短期大学の向上・充実に対して適切に発揮されていることを確認することである。</p> <p>理事会の権限と責任が有効に機能しているかを確認する上で、監事と評議員会がその役割を担い、責任を果たす。</p> <p>監事は、業務及び財産の状況について監査を行い、監査報告書を作成して、理事会及び評議員会へ提出しなければならない。</p> <p>評議員会は、予算及び事業計画の諮問、決算報告、事業の実績報告の諮問など、原則として理事長を含め役員の諮問に答えなければならない。</p>		
49	<p>基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。</p> <p>(1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。</p> <p>(2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。</p> <p>(3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。</p>		
50	<p>基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。</p> <p>(1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。</p> <p>(2) 評議員会は、<u>私立学校法第 42 条の規定</u>に従い、運営している。</p>		<p>(追加)「私立学校法の評議員会の規定」に修正する。</p>

短期大学評価基準（改定案）に対する意見対応表

No	短期大学評価基準（改定案）	改定案に対する意見の概要	短期大学基準協会の見解等
51	<p>基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。</p> <p>(1) <u>学校教育法施行規則の規定</u>に基づき、教育情報を公表している。</p> <p>(2) <u>私立学校法の規定</u>に基づき、財務情報を公開している。</p>	<p>「学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定」に修正する。</p> <p>「私立学校法第 47 条第 2 項の規定」に修正する。</p>	<p>条項は改定されることがあるので修正しない。</p> <p>条項は改定されることがあるので修正しない。</p>

（短期大学評価基準の構造に関する意見）

「内部質保証」は、基準Ⅰから基準Ⅳまでの全体に関わるものであり、また、三つの方針は、基準Ⅱの「教育課程」に関連の区分があることから、「教育の効果」を基準Ⅱに移動させ次のとおりとする。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

A 建学の精神 B 教育の効果 C 内部質保証

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

A 教育課程 B 学生支援

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

A 人的資源 B 物的資源 C その他の教育資源 D 財的資源

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

A 理事長のリーダーシップ B 学長のリーダーシップ C ガバナンス

を

基準Ⅰ 建学の精神

基準Ⅱ 教育課程と教育の効果

基準Ⅲ 学生支援

基準Ⅳ 教育資源と財的資源

A 人的資源 B 物的資源 C その他の教育資源 D 財的資源

基準Ⅴ リーダーシップとガバナンス

基準Ⅵ 内部質保証

に再編する。

⇒

（短期大学基準協会の見解）

「内部質保証」が評価基準全体にかかわることは貴見のとおりであるが、基準Ⅰは短期大学における教育の基本となるべき事項を定めていることから改定案で提示した構成としている。また、本協会は米国西部地区学校・大学基準協会二年制高等教育機関認定委員会（ACCJC/WASC）と連携協定を締結していることから、基本的に ACCJC と同様の構成にして、国際通用性を確保することとしていることから修正は行わない。